

生駒市規則第9号

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則（平成24年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「846円」を「850円」に、「6,560円」を「6,590円」に、「5,930円」を「5,950円」に、「906円」を「910円」に、「7,030円」を「7,060円」に、「6,350円」を「6,370円」に、「1,219円」を「1,225円」に、「179,200円」を「180,700円」に、「192,700円」を「194,000円」に、「937円」を「941円」に、「136,500円」を「137,800円」に、「145,200円」を「146,600円」に、「908円」を「912円」に、「134,900円」を「136,300円」に、「137,800円」を「139,200円」に、「89,700円」を「90,600円」に、「138,100円」を「139,400円」に、「1,513円」を「1,520円」に、「11,726円」を「11,780円」に、「1,613円」を「1,621円」に、「12,501円」を「12,563円」に、「1,461円」を「1,468円」に、「11,323円」を「11,377円」に、「149,400円」を「136,300円以上150,900円以下」に、「1,002円」を「1,007円」に、「183,872円」を「166,077円」に、「821円」を「825円」に、「866円」を「870円」に、「6,720円」

を「6,750円」に、「6,650円」を「6,690円」に、「7,050円」を「7,090円」に、「6,280円」を「6,310円」に、「6,140円」を「6,170円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。